

危機管理対応マニュアル

～呉中央学園～

令和5年4月

危機管理とは

- 平時において、危機（事件・事故）を未然に防ぐ手段を講じる。
- 万一、危機（事件・事故）が発生した場合に、その被害を最小限に食い止める。
- 危機（事件・事故）の後、速やかに対応や措置をする。

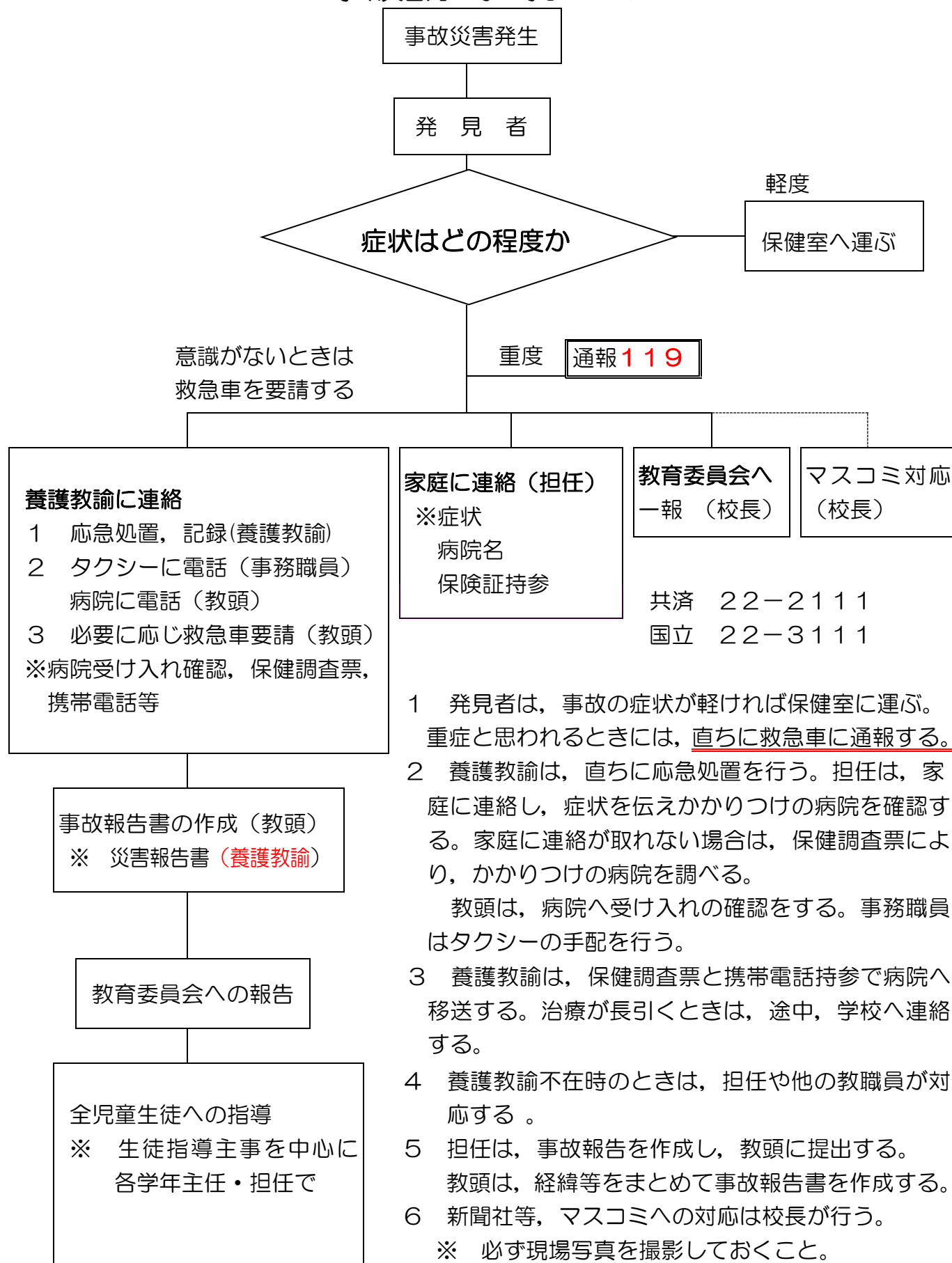
危機管理対応上の留意点

- 児童生徒の生命の尊重，人権の尊重を考慮して迅速に対応に当たる。
- 校長・教頭を中心とした学校の体制で、**小中学校全教職員の共通理解のもと、組織として協働して対応に当たる。**
- 迅速な対応，的確な状況把握・判断，適切な報告が重要である。
- 悪い事実の情報こそ最優先で報告する。
- 事前活動（未然防止）を最高の危機管理と認識する。
- 常に最悪の状況を想定し、その最悪の状況が起こらないように防止し、回避する。

「危機管理は、信頼される小中の教職員によって成立する」

☐ さ…最悪を想定して ☐ し…慎重に ☐ す…素早く ☐ せ…誠意をもって ☐ そ…組織的に

1 事故災害発生時の対応マニュアル



2 救急車の呼び方と到着するまでに行うこと

119

「救急車をお願いします」

学校名 「呉中央小学校です。 呉中央中学校です。」
電話番号は 21-2947です。 21-2828です。」
住所 「 呉市西中央4丁目10-52です。 」
電話をかけた人の名前 「私は、〇〇です。」
事故の状況と人数（詳しく）
運動場か教室に向かうか？（どこに来てもらうかを伝える）
※ 学校の入口付近でサイレンを止めてもらう

【救急車到着までにすること】

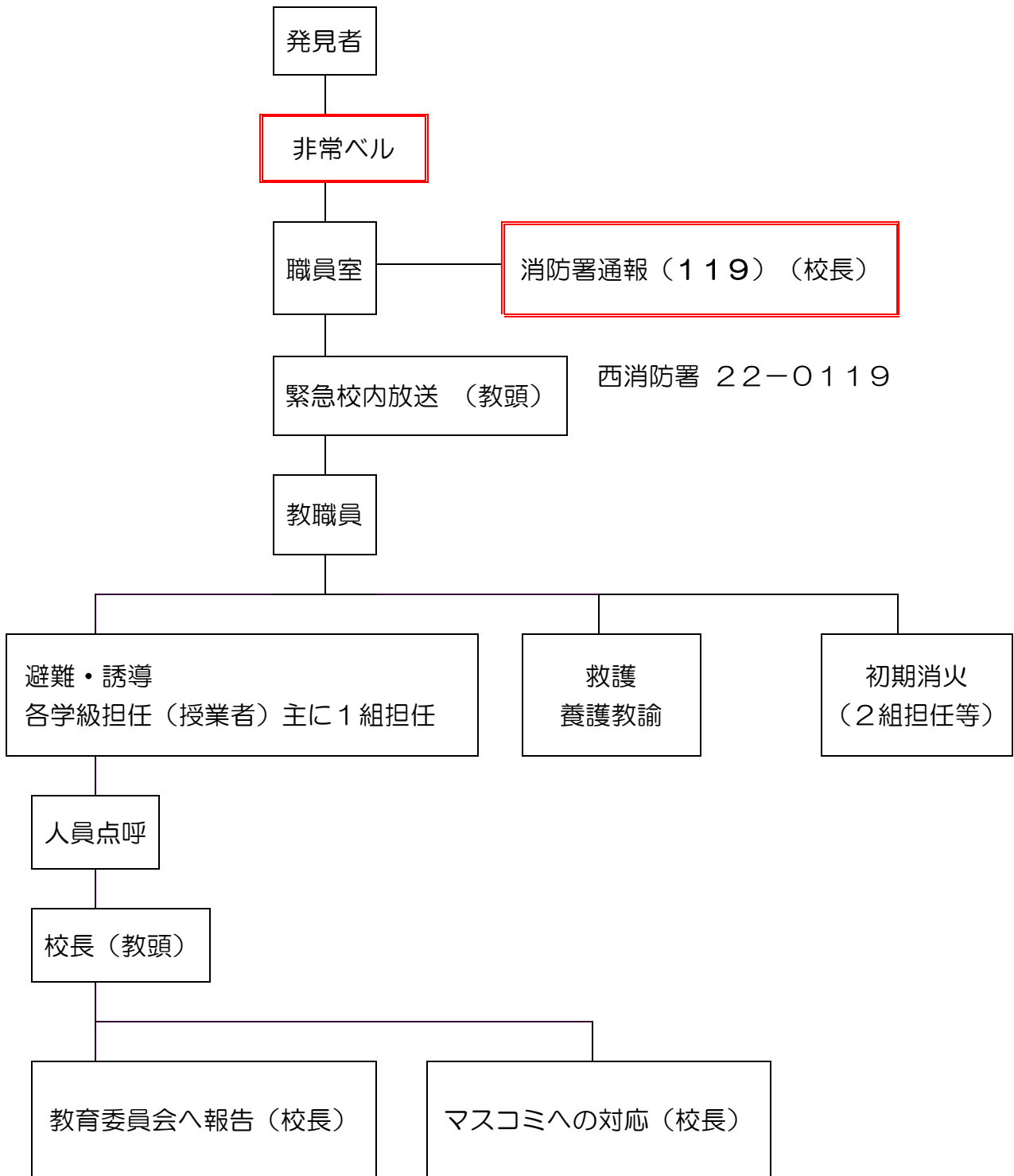
- ① 必要な手当をする。（養護教諭）
- ② 電話をあけておく。
- ③ 病院に行く準備をする。
（担任は家庭に連絡する。希望病院の有無，保険証持参）
- ④ 校門で一人が，救急車の誘導に当たる。

【救急車が到着したら】

- ① 患者の容態と行なった処置の説明。（養護教諭）
- ② 希望する病院があれば伝える。但し救急隊の判断による場合もある。

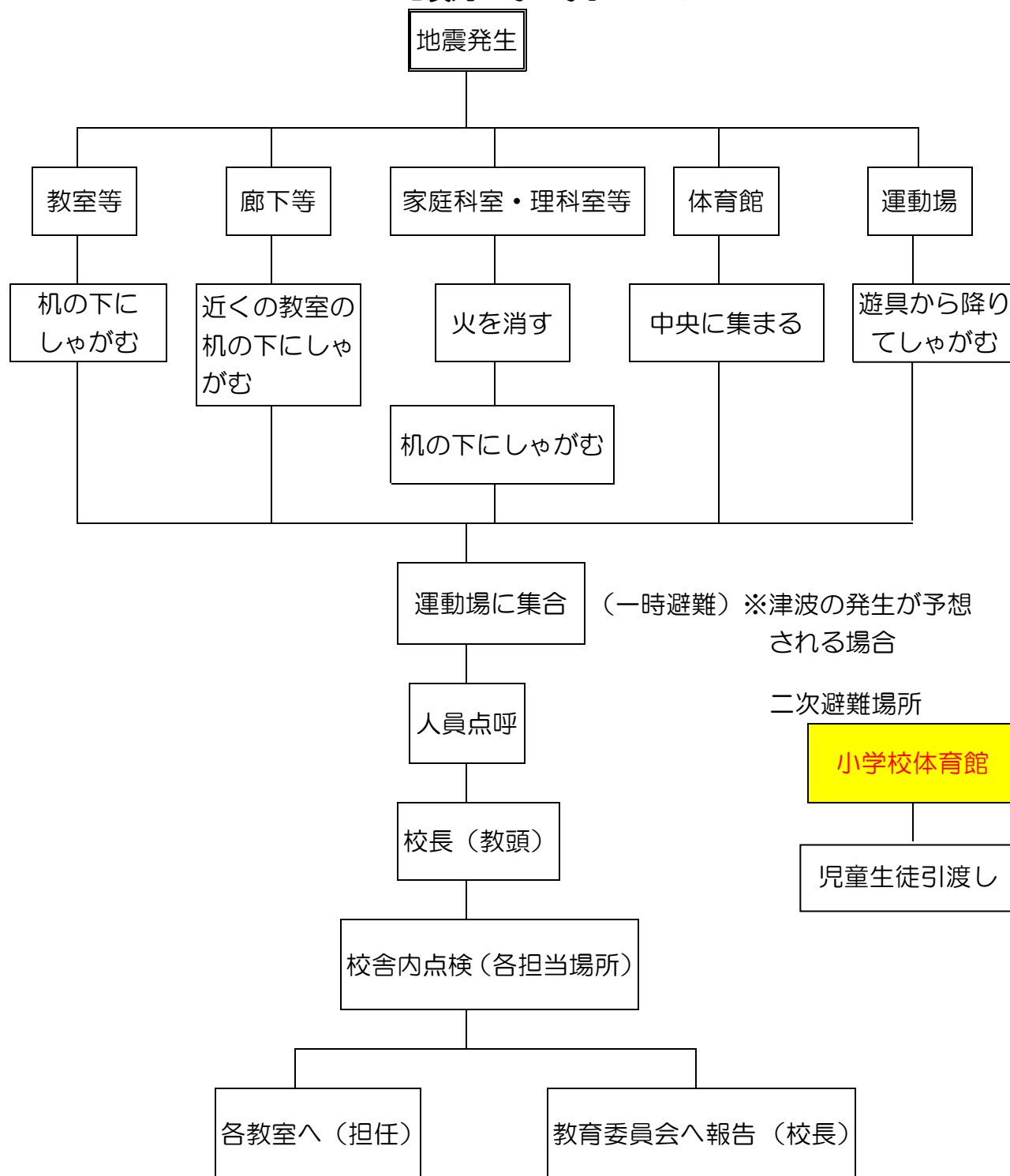
※ 救急車には，養護教諭または事故の状況を把握している者（担任等）が同乗する。

3 火災発生時の対応マニュアル



- 1 避難場所は、小学校プール前又は中学校体育館前とする。
- 2 避難経路は、火災場所より遠いところを考える。
- 3 自分の業務については、防火警備計画で確認しておくこと。

4 地震発生時の対応マニュアル

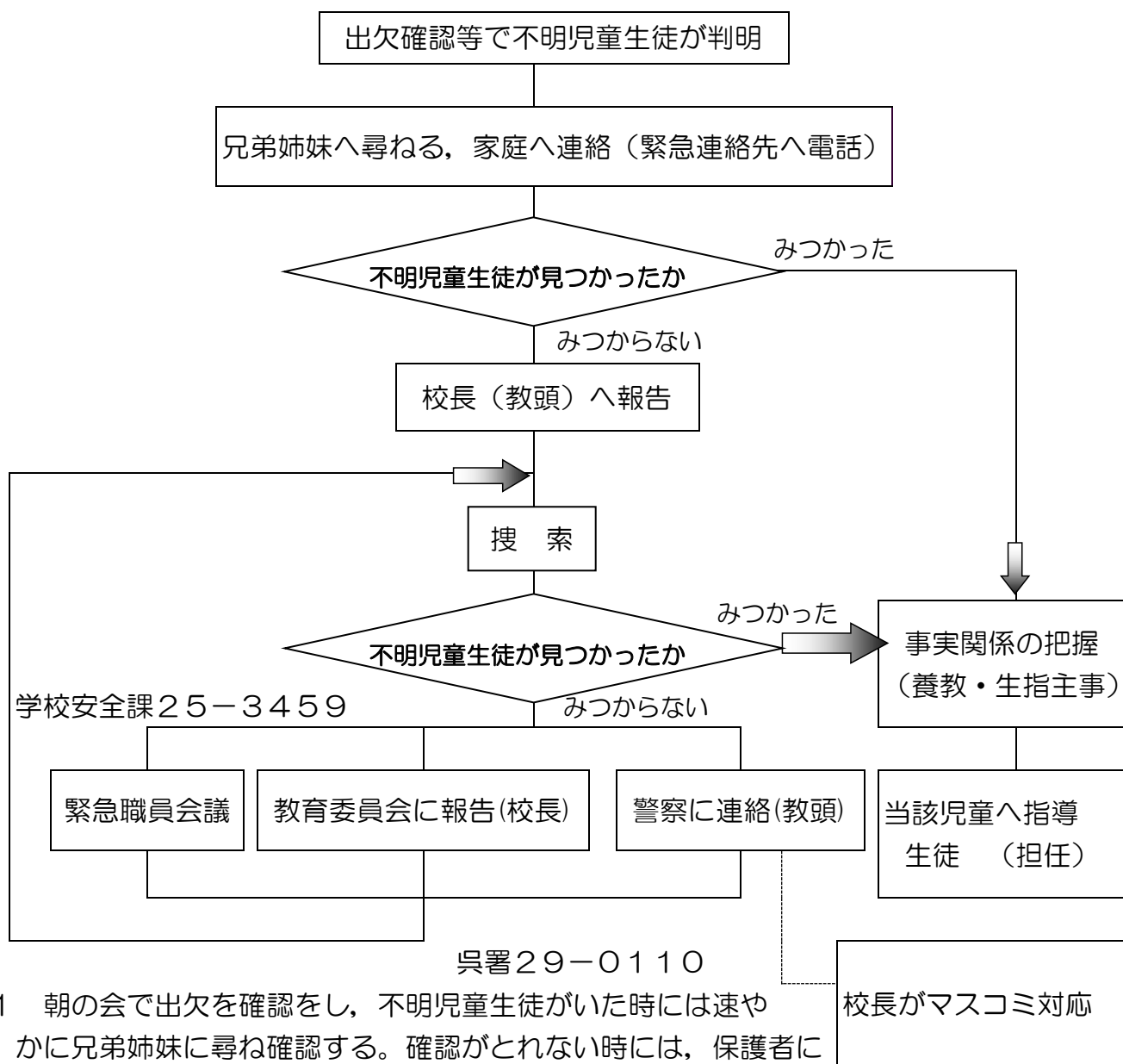


学校安全課 25-3459

教育施設課 25-3447

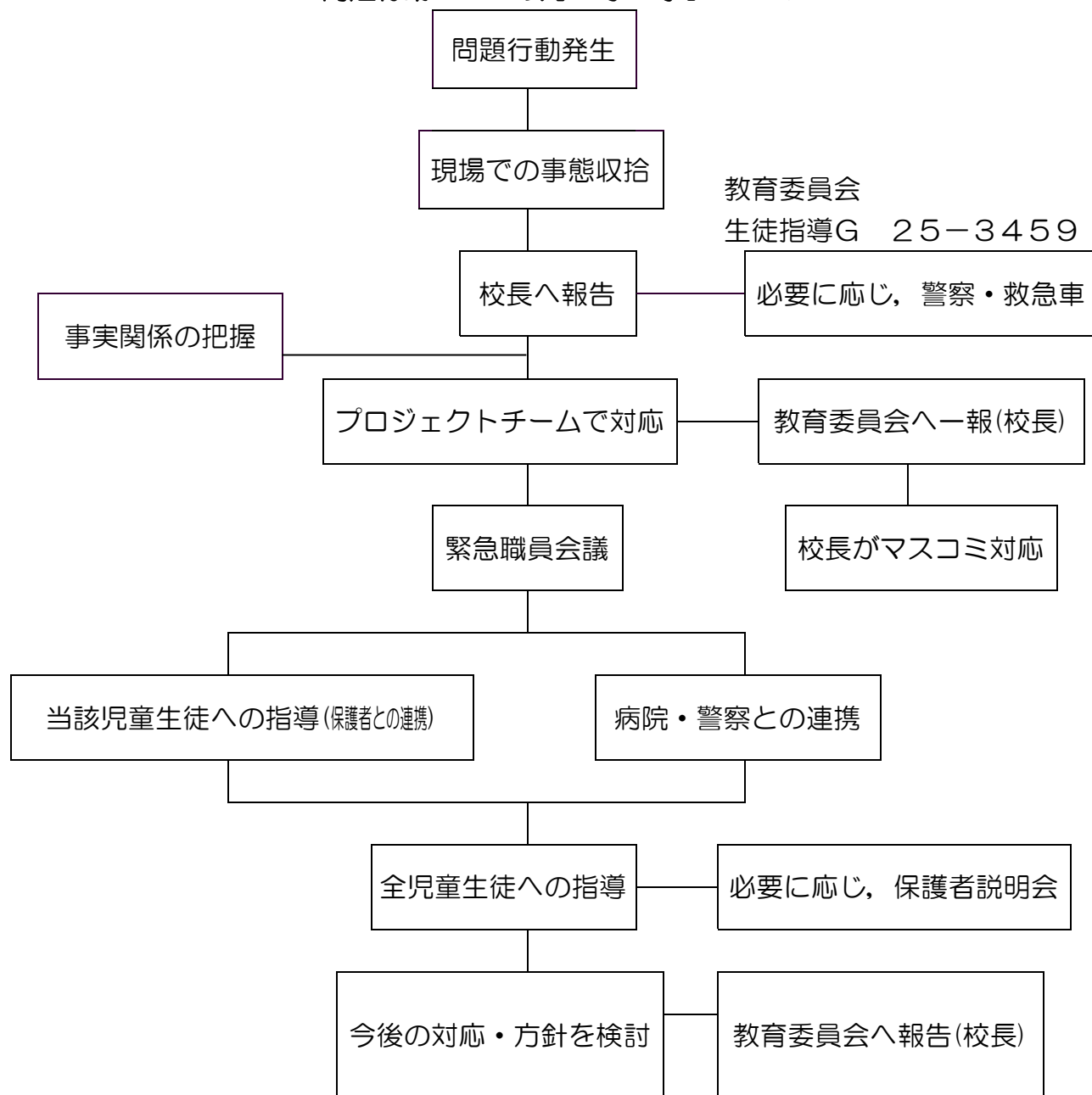
- 1 火を使っているところは、まず火を消す。
- 2 本箱、食器棚等、倒れかかるおそれがある物がないところへ避難する。
- 3 ゆれが落ち着いたら、担任が安全確認をしながら誘導して、校庭に避難する。
- 4 避難後、人数確認をしたら校長に報告する。その後、校舎内を点検し、安全であれば教室に誘導する。危険箇所や破損箇所については教頭に連絡する。

5 欠席届等の連絡がない（不明児童生徒）時の対応マニュアル



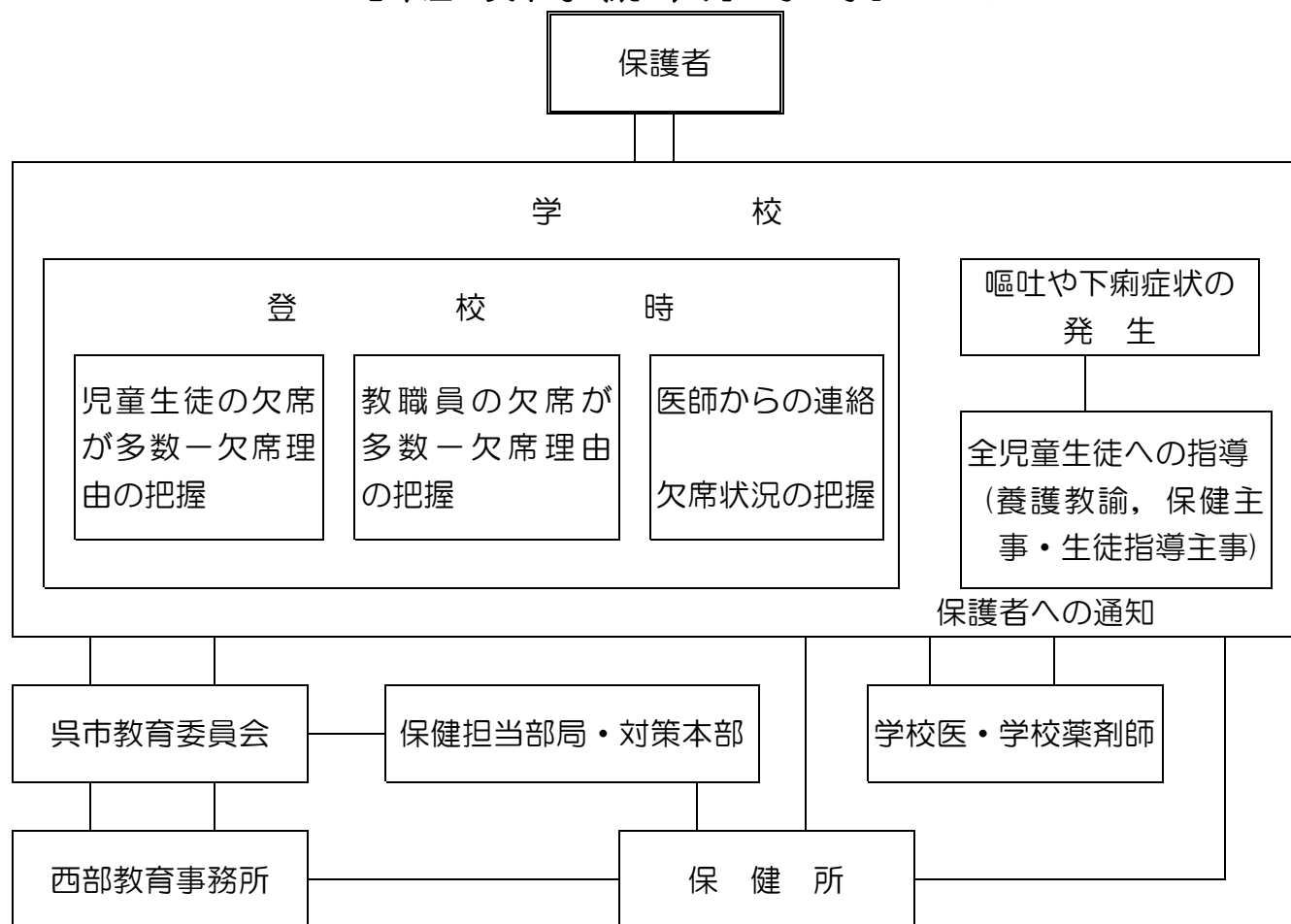
- 1 朝の会で出欠を確認をし、不明児童生徒がいた時には速やかに兄弟姉妹に尋ね確認する。確認がとれない時には、保護者に電話で確認する。（緊急連絡先一覧表を手元においておく。）
- 2 保護者に連絡し確認が取れた時には、欠席届の連絡をお願いする。その後、校長（教頭）に児童生徒の連絡が取れたことを報告する。
- 3 保護者との連絡がとれても児童生徒が不明のままの時には、校長（教頭）に報告し、複数の教職員が捜索に出かける。当該教職員は、捜索の状況を時々学校に連絡し、校長（教頭）の指示を受ける。発見できた時は、直ちに連絡をする。
- 4 児童・生徒を発見できない時には、緊急職員会議を開き、対応策を協議する。校長が教育委員会・警察に連絡し捜索の協力を求めるとともに、全教職員で捜索を続ける。
- 5 児童生徒を発見できた時には保護し、直ちに学校に連れてくる。担任は、児童生徒から経過（家を出てからの状況、気持ち等を引き出し、児童・生徒を指導する。その結果を校長（教頭）に報告する。
- 6 今後の対策を協議するとともに、必要に応じて全児童・生徒へ指導を行う。

6 問題行動・いじめ発生時の対応マニュアル



- 1 複数の教職員で現場に急行し、事態を收拾するとともに、校長に報告する。
- 2 当該児童生徒から迅速に事情を聴き、事実関係を正確に把握する。（当該児童生徒が複数の場合は別々に事情を聴く。）
- 3 重大な事件・事故は、速やかに警察等に連絡する。救急措置が必要な場合は、救急車を呼ぶなどの対応をする。
- 4 重大な問題行動に対しては、プロジェクトチームをつくり、生徒指導主事等が中心となり組織的に対応する。
- 5 職員会議において、校長が事件の状況を説明し、対応方針、教職員の役割分担、今後の日程等について指示する。
- 6 全校児童生徒への指導においては、混乱を起こさないこと、プライバシーを守ることを基本に行う。被害児童生徒及び保護者の理解を取っておくことが必要である。
- 7 二度と事件を起こさないための未然防止のあり方について、検討をする。

7 感染症・食中毒（疑い）発生時の対応マニュアル

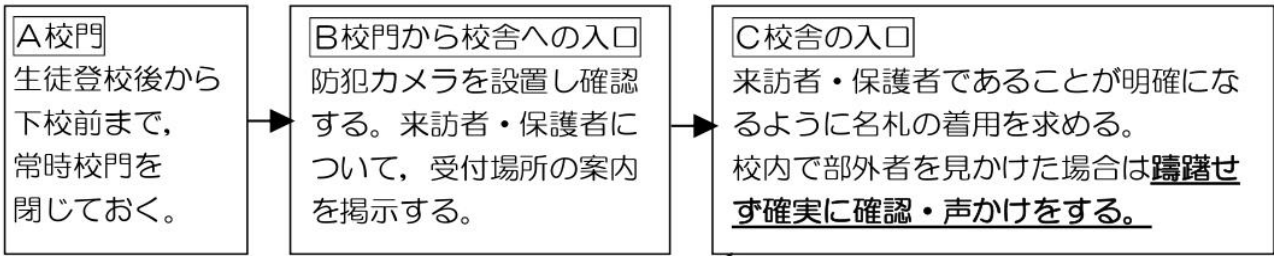


県教育委員会・保健所が求める関係書類(小学校関係)

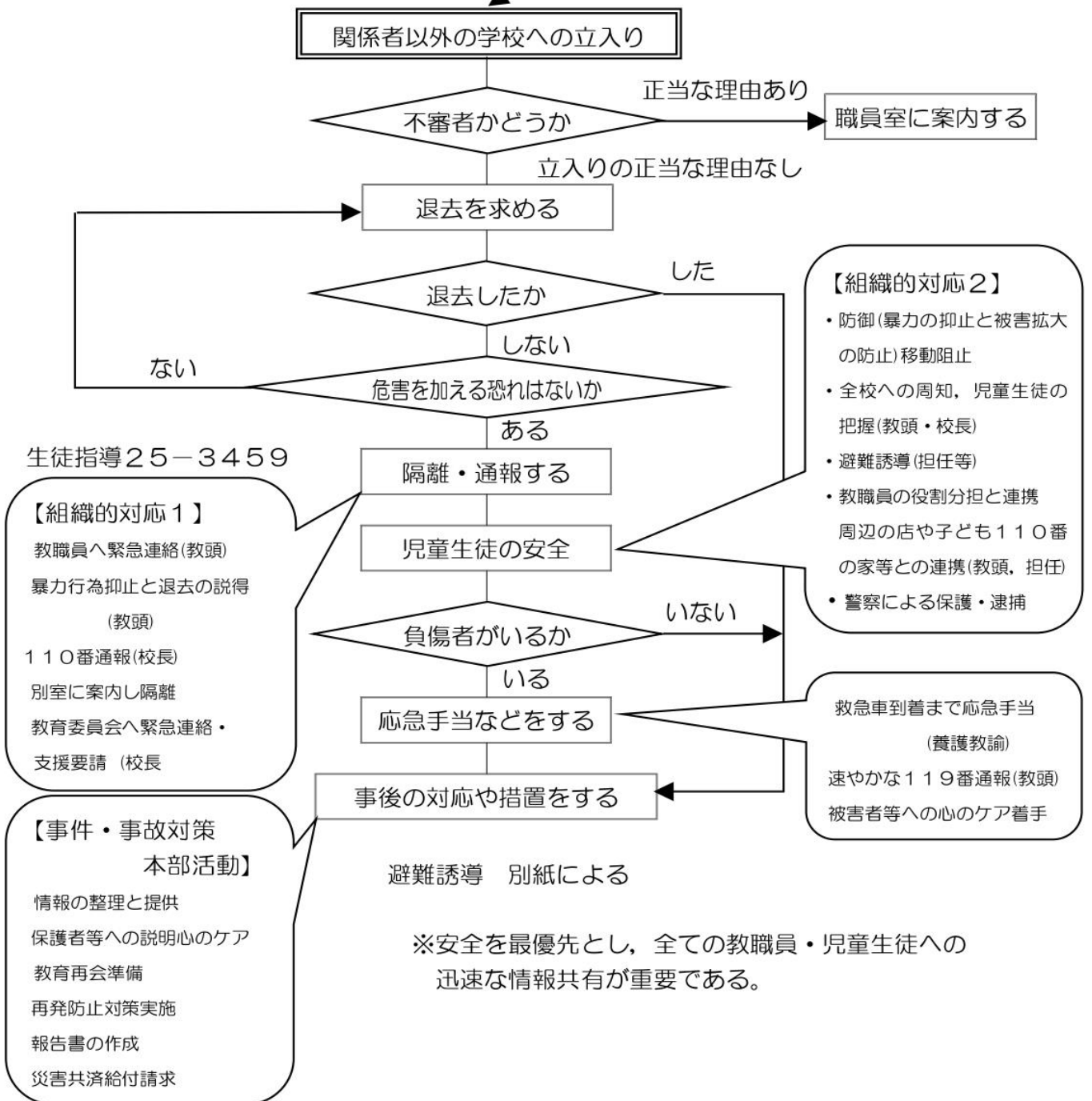
- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| 1 学年毎の児童数と教職員の患者数（毎日） | 1 感染症や食中毒の疑いのある場合、 |
| 2 健康観察集計表（発症前1ヶ月分から） | 学校医に報告の上、Ritsurin教育委員会に |
| 3 学校医等の指示事項 | 連絡する。Ritsurin教育委員会が、保健所 |
| 4 献立表（使用食品記載2週間前分から） | に連絡を取る。 |
| 5 調理作業工程表（2週間前分から） | 2 保健所から担当職員が派遣され、調査 |
| 6 作業動線図（//） | （聞き取り）がある。 |
| 7 温度記録表（//） | その場合、左記の内容のものを用意 |
| 8 給食用物資検収簿（//） | しておく。 |
| 9 検食簿（//） | 立ち入り調査等がある場合は、左記 |
| 10 学校給食従事者の検便検査結果（近い2回分） | の関係書類が求められる。 |
| 11 学校給食従事者の個人毎の健康記録簿 | |
| 12 学校給食日常点検票（2週間前分から） | 1～ 3は、まず提出する。 |
| 13 発生の経過を時系列にまとめたもの | 4～18は、食中毒が疑われる場合は |
| 14 保健所の指示事項 | 必ず提出する。 |
| 15 調理室の平面図 | 1～13は、速やかに提出できるように |
| 16 保存食記録簿 | する。 |
| 17 保護者への通知文 | |
| 18 その他 | |

8 不審者侵入時の対応マニュアル

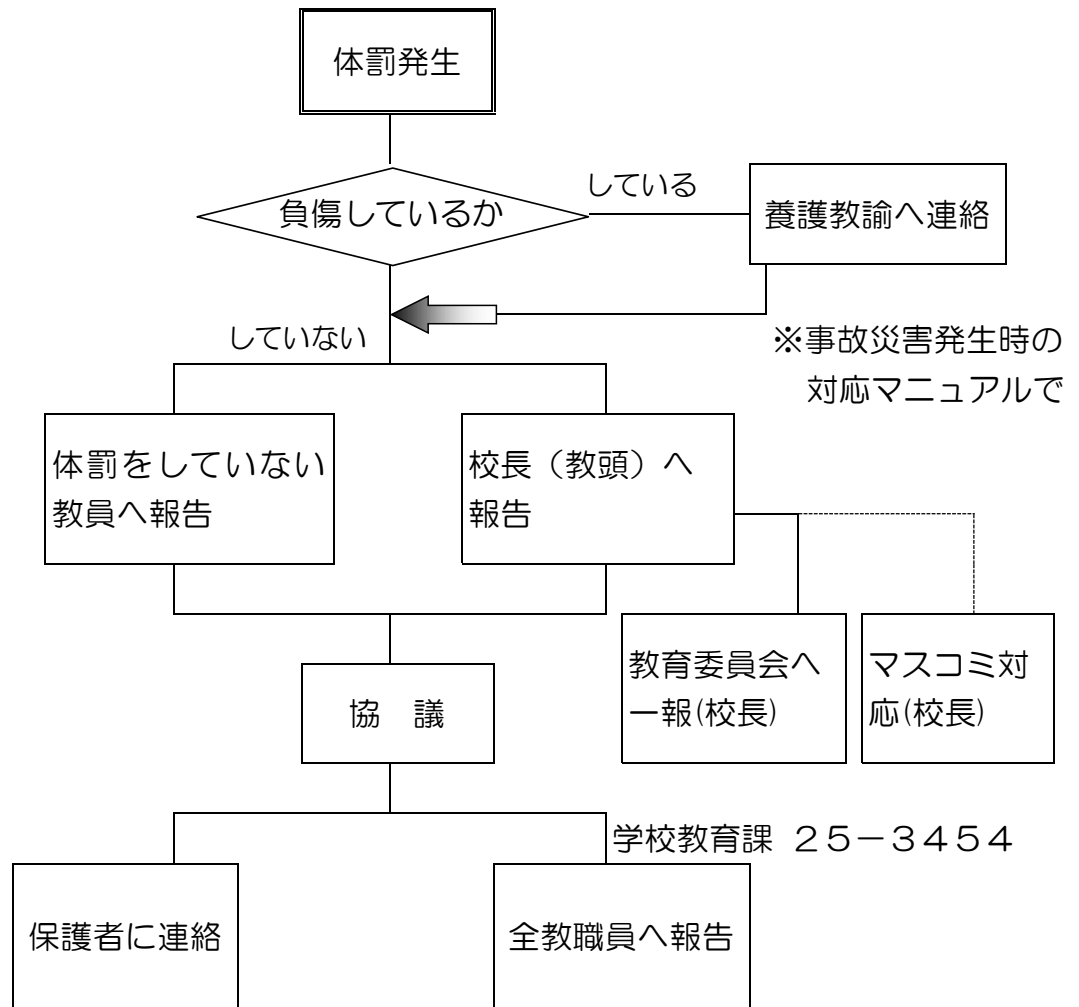
(1) 不審者侵入に関わる防犯対策



(2) 不審者侵入時の対応

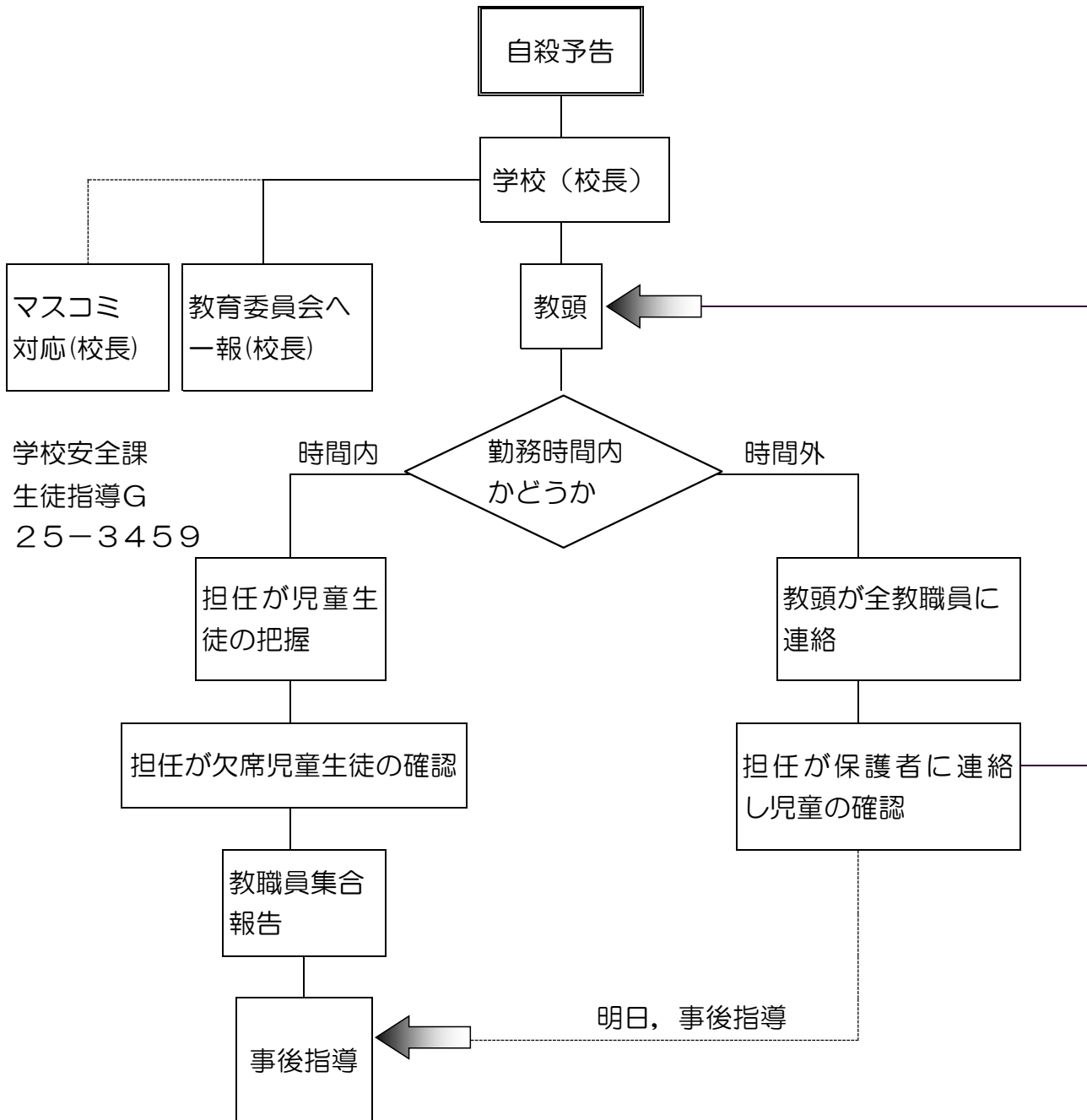


9 教師の体罰発生時の対応マニュアル



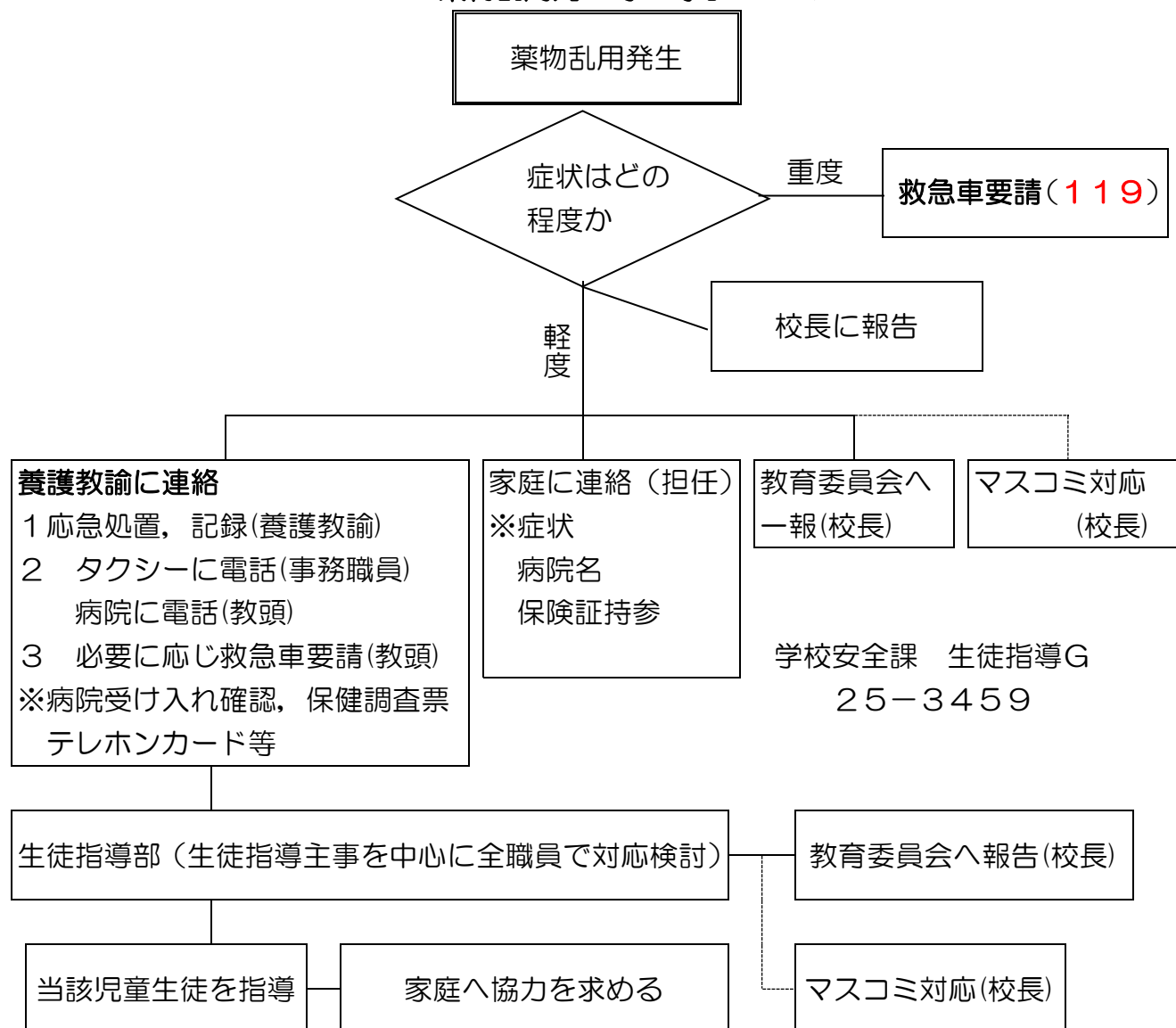
- 1 一人で解決しようとは思わず、このマニュアルにそった迅速な対応が必要である。
- 2 児童生徒が負傷したときには、すぐ養護教諭に連絡し、応急手当をする。その後は、「事故災害発生時の対応マニュアル」による。
- 3 担任及び当該教員は、校長とともに直ちに家庭訪問し、「あつてはならないこと」として保護者に謝罪し、保護者の信頼回復の努力を行う。
- 4 必要に応じて、校長・教頭が家庭へ出かけて再度、説明とともに謝罪する。

10 自殺予告情報入手時の対応マニュアル



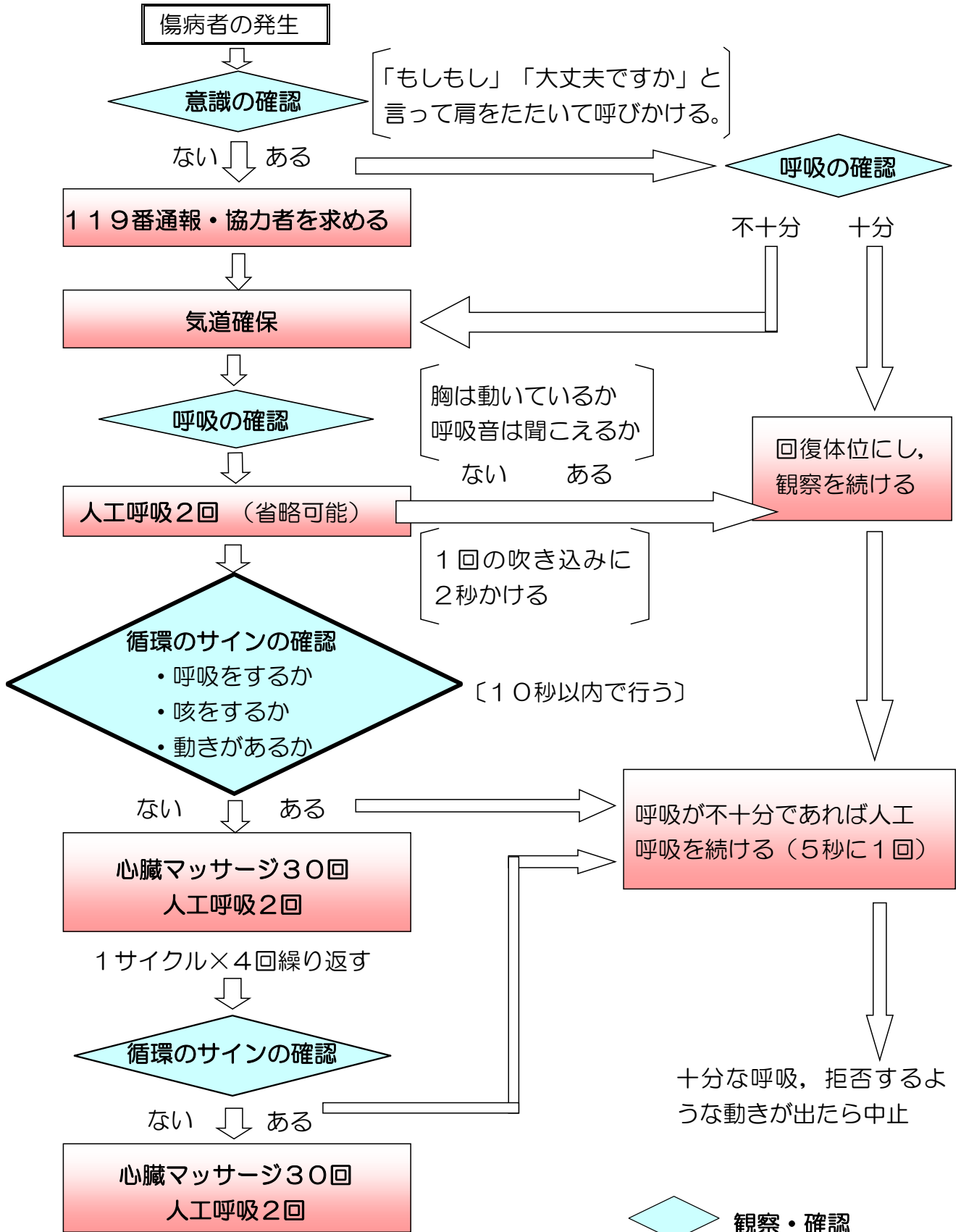
- 1 勤務時間内に自殺予告の連絡があったときは、担任はまず児童生徒の心身の健康状態の観察を行う。気になる児童生徒には、個別に観察を行う。次に欠席児童生徒の確認を電話で行う。もし、児童生徒の様子が気になり自宅に一人にいるときは、保護者に連絡し、担任はすぐに家庭訪問を行う。
- 2 担任は、欠席児童生徒の確認の後、職員室に集合し、児童生徒の様子を報告する。
- 3 勤務時間外に自殺予告の連絡があったときには、教頭が全職員に連絡をする。必要に応じて、全教職員が集合することもある。
- 4 事後指導として、生命尊重について指導する。

11 薬物乱用発生時の対応マニュアル



- 1 発見者は、本人の症状が軽ければ保健室に連れて行く。症状が重い場合はその場において救急車要請し、養護教諭に連絡する。
- 2 養護教諭は、直ちに応急処置を行う。担任は、家庭に連絡し、症状を伝えかかりつけの病院を確認する。家庭に連絡が取れない場合は、保健調査票により、かかりつけの病院を調べる。教頭は、病院へ受け入れの確認をする。事務職員はタクシーの手配を行う。
- 3 養護教諭は、保険証とテレホンカード持参で病院へ移送する。治療が長引くときは、途中学校へ連絡する。
- 4 養護教諭が不在の時は担任や他の教職員が対応する。
- 5 校長は、薬物乱用が発生したら事実を確認し、適切な処置をとり、教育委員会へ状況を報告する。必要に応じて指導を受ける。
- 6 生徒指導部（教職員）で今後の対応策を検討し、共通理解を図る。その後、当該児童生徒の指導を行い、必要に応じて家庭への協力を求め、また家庭への指導を継続して行う。
- 7 マスコミ対応は、校長が行う。（窓口一本化）

12 心肺蘇生法



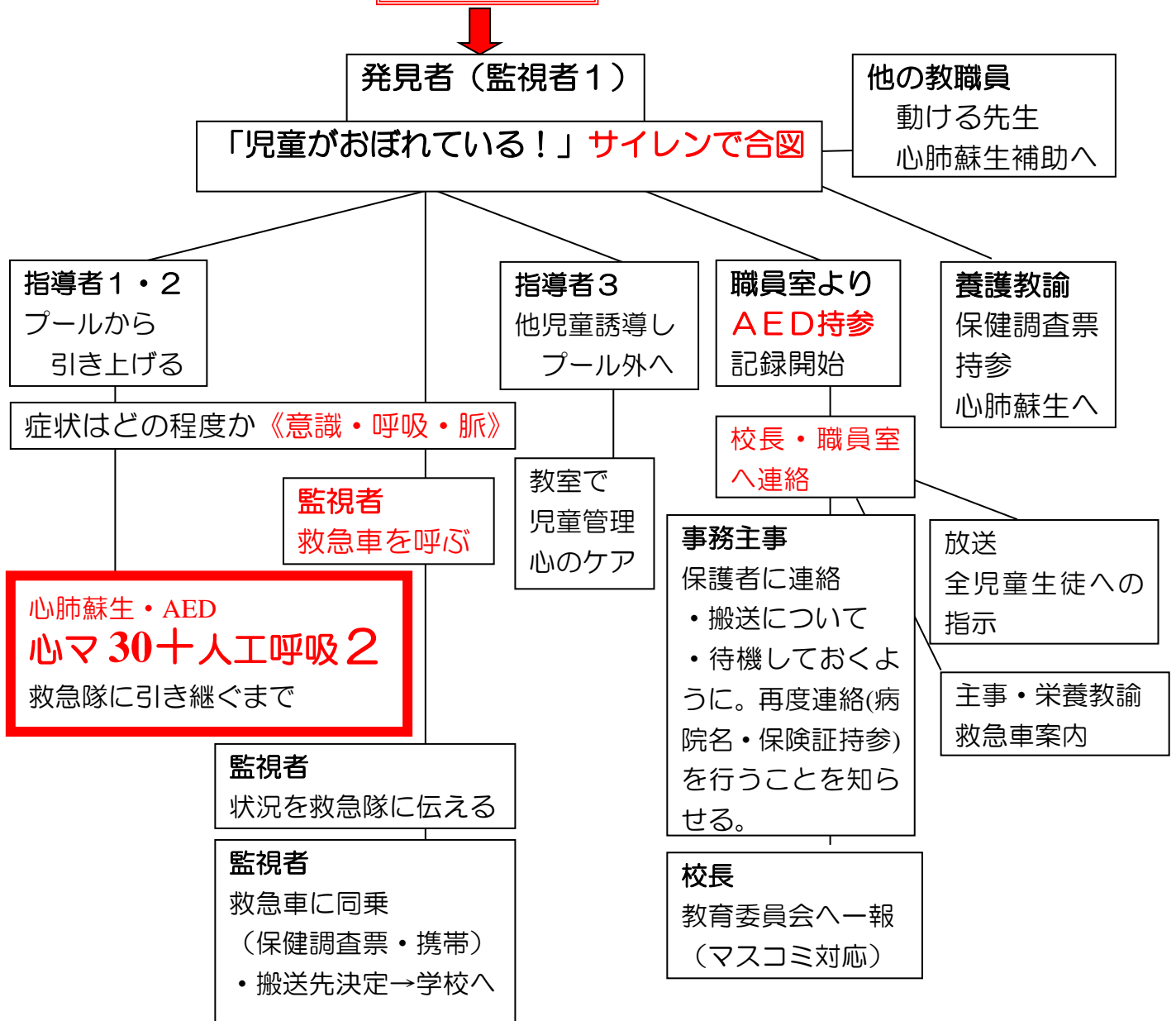
これらを医師または救急隊員などが来るまで
継続する（2～3分ごとに循環のサインを確認）

◇ 観察・確認

■ 手当

13 プール事故発生時の対応マニュアル

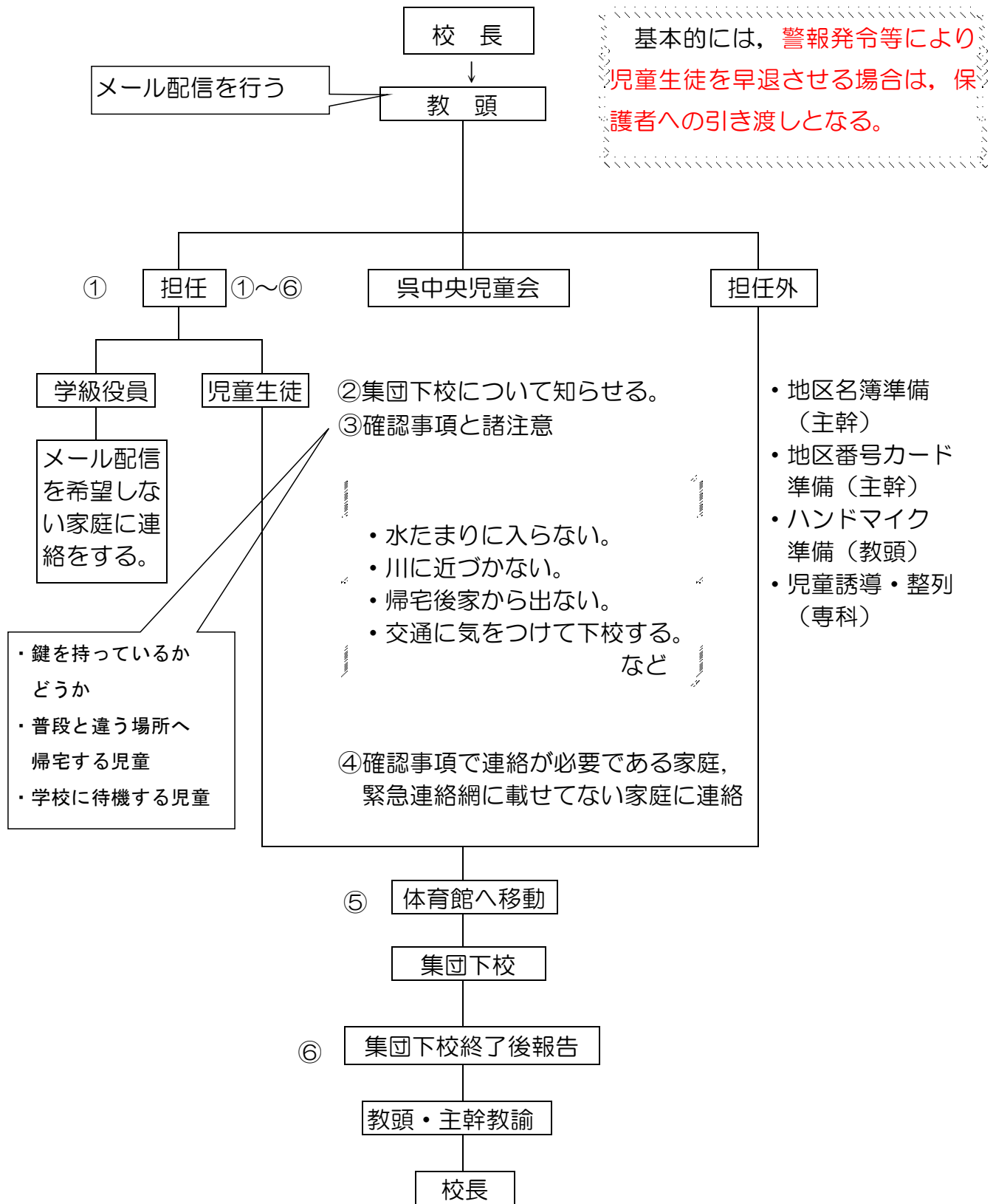
児童プールでおぼれる
事故発生



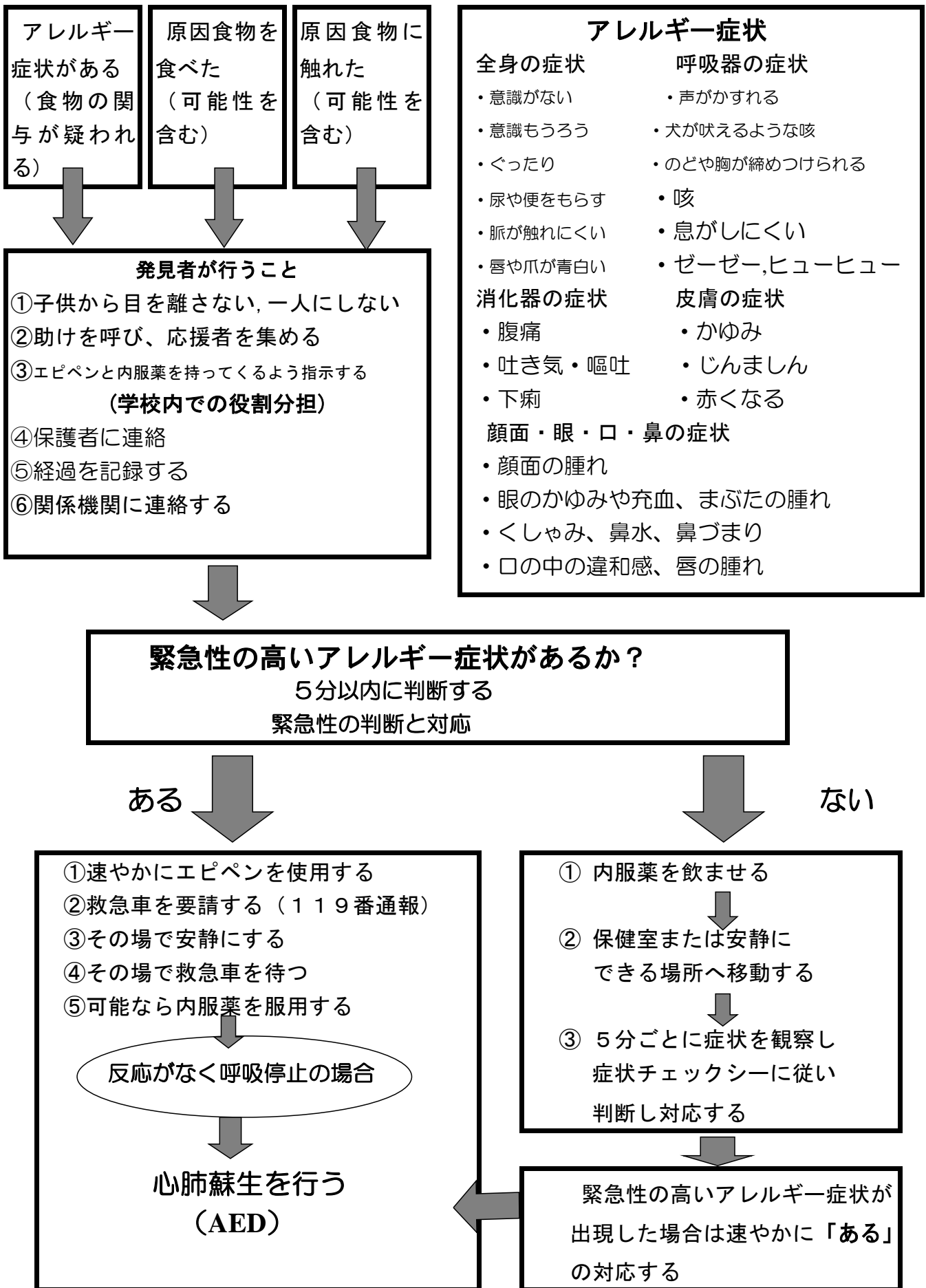
- 1 発見者は、事故の症状が軽ければ教職員が付き添い、保健室に運ぶ。重症と思われるときには、直ちに救急車に通報する。
- 2 養護教諭は、直ちに応急処置を行い、状況により病院への搬送または救急車に通報する。担任は、保護者へ症状と行き先の病院名と保険証持参のことを伝える。事務主事はタクシーの手配を行う。
- 3 第1発見者は、保健調査書と携帯電話等持参で病院に付き添い移送する。治療が長引くときは、途中、学校へ連絡する。
- 4 担任は、事故報告書を作成し、養護教諭に提出する。
- 5 新聞社等、マスコミへの対応は校長が行う。
- 6 必ず現場写真を撮影しておく。

14 緊急集団下校時対応マニュアル

1 緊急集団下校の流れ



15 食物アレルギー緊急時対応マニュアル



アレルギー
症状がある
(食物の関
与が疑われ
る)

原因食物を
食べた
(可能性を
含む)

原因食物に
触れた
(可能性を
含む)

- ### アレルギー症状
- | | |
|--|--|
| 全身の症状
・意識がない
・意識もうろう
・ぐったり
・尿や便をもらす
・脈が触れにくい
・唇や爪が青白い | 呼吸器の症状
・声がかすれる
・犬が吠えるような咳
・のどや胸が締めつけられる
・咳
・息がしにくい
・ゼーゼー、ヒューヒュー |
| 消化器の症状
・腹痛
・吐き気・嘔吐
・下痢 | 皮膚の症状
・かゆみ
・じんましん
・赤くなる |
| 顔面・眼・口・鼻の症状
・顔面の腫れ
・眼のかゆみや充血、まぶたの腫れ
・くしゃみ、鼻水、鼻づまり
・口の中の違和感、唇の腫れ | |

- ### 発見者が行うこと
- ①子供から目を離さない、一人にしない
 - ②助けを呼び、応援者を集める
 - ③エピペンと内服薬を持ってくるよう指示する
(学校内での役割分担)
 - ④保護者に連絡
 - ⑤経過を記録する
 - ⑥関係機関に連絡する

緊急性の高いアレルギー症状があるか？
5分以内に判断する
緊急性の判断と対応

ある

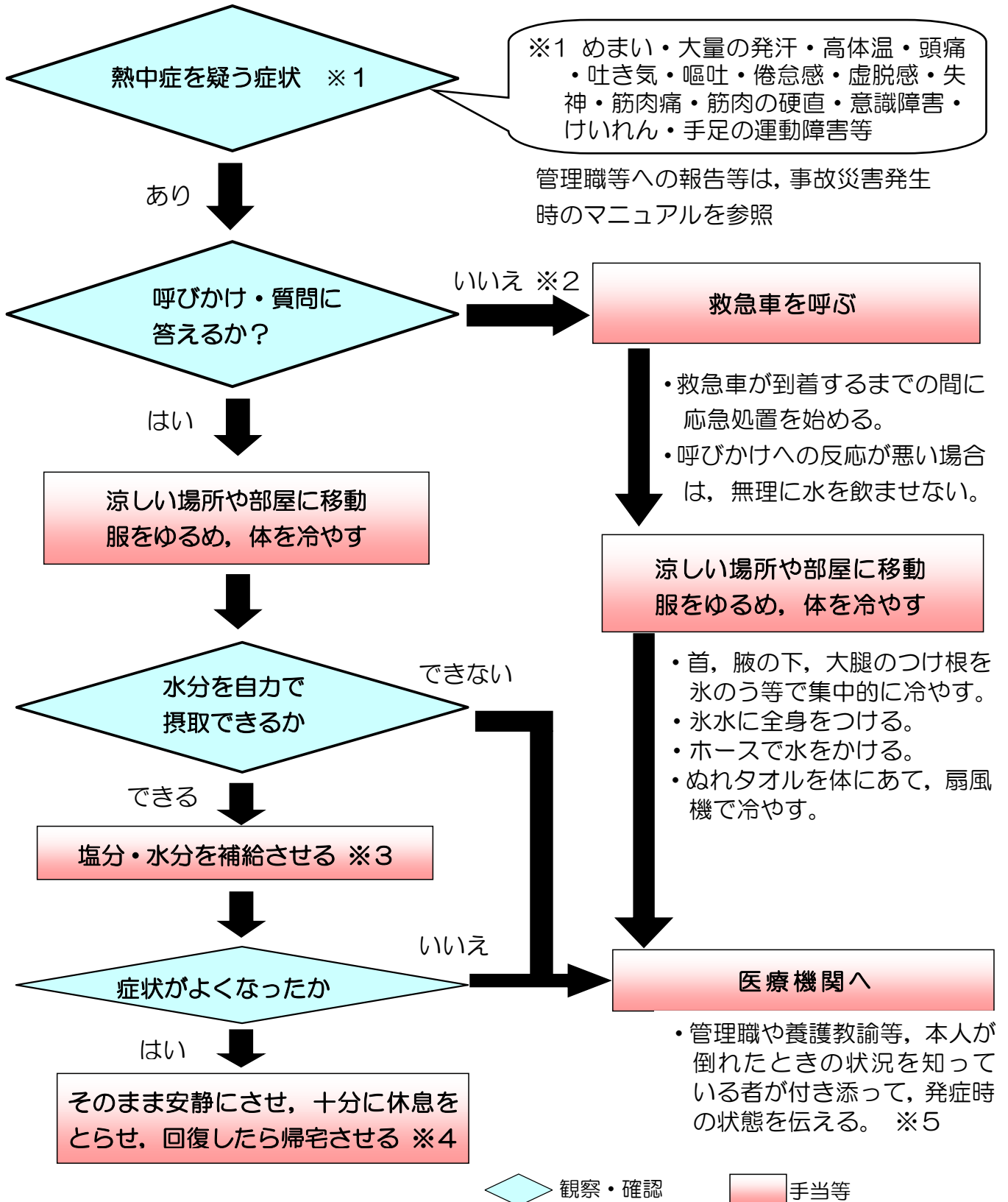
ない

- ①速やかにエピペンを使用する
 - ②救急車を要請する(119番通報)
 - ③その場で安静にする
 - ④その場で救急車を待つ
 - ⑤可能なら内服薬を服用する
- 反応がなく呼吸停止の場合
- 心肺蘇生を行う
(AED)

- ①内服薬を飲ませる
- ②保健室または安静にできる場所へ移動する
- ③5分ごとに症状を観察し
症状チェックシーに従い
判断し対応する

緊急性の高いアレルギー症状が
出現した場合は速やかに「ある」
の対応する

16 熱中症対応（応急処置）マニュアル



- ※2 応答が鈍い、言動がおかしい、ペットボトルの蓋を自分で開けることができないなど。
- ※3 0.1%~0.2%食塩水あるいはスポーツドリンク、熱けいれんの場合は生理食塩水(0.9%)などの濃いめの食塩水を補給させる。
- ※4 帰宅途中や帰宅後に症状が急変する可能性もあるため、保護者の迎えで帰宅させる。
- ※5 熱中症環境保健マニュアル2018(P.26)「医療機関が知りたいこと」参照。